

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 検査の通則（第 7 条－第 13 条）
- 第 3 章 完成検査（第 14 条－第 17 条）
- 第 4 章 出来高部分検査（第 18 条・第 19 条）
- 第 5 章 中間検査（第 20 条）
- 第 6 章 雑則（第 21 条－第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、法令その他別に定める場合を除くほか、組合が行う工事の検査について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 伊勢広域環境組合建設工事執行規則（平成 13 年規則第 16 号）第 2 条に規定する建設工事をいう。
- (2) 検査員 管理者が工事の検査業務に従事することを命じた者をいう。
- (3) 課長 工事を直接施行する課の長をいう。
- (4) 監督員 工事を監督する職員をいう。
- (5) 請負者 伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）及び伊勢広域環境組合建設工事執行規則（平成 13 年規則第 16 号）の規定により工事の請負について組合と契約をした者をいう。
- (6) 受注者 伊勢広域環境組合建設工事執行規則の規定により工事の委託について組合と契約した者をいう。

（検査）

第 3 条 工事に係る検査は、完成検査、出来高部分検査及び中間検査とする。

2 前項の検査は、すべて検査員が行うものとする。

（指示権限）

第 4 条 検査員は、第 10 条の規定により別に定める検査の基準及び第 14 条第 3 項の別に定める検査要綱に基づき、工事の改善を図るため、課長、監督員又は請負者若しくは受注者に対し、設計、施工技术等について指示することができる。

（検査の執行）

第 5 条 検査員は、管理者の命を受けて検査に従事するものとする。

（検査の判定）

第 6 条 検査員は、工事の検査を行う場合は、あらかじめ検査の対象となる工事の内容、契約事項、仕様書等を熟知しておかなければならない。

2 検査員は、厳正に検査を行い、合格又は不合格の判定をしなければならない。

## 第2章 検査の通則

(検査命令等)

第7条 事務局長は、契約締結の際、当該工事の検査員を指名するものとする。

2 検査員は、検査を行う場合は、監督員を通じて請負者又は受注者に通知するものとする。

(検査の立会い)

第8条 請負者若しくは受注者又はその代理人並びに監督員及び課長の命じた者は、検査に立ち会い、検査員の指示事項に従わなければならない。

(請負者及び受注者の受検手)

第9条 請負者又は受注者は、工事の検査を受けようとする場合は、工事完成報告書(第1号様式)、委託業務完成報告書(第1様式の2)又は出来高部分検査要求書(第2号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の工事完成報告書、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合は、受理した日から14日以内に工事の検査をしなければならない。

3 請負者又は受注者は、中間検査を受けようとする場合は、中間検査要求書(第2号様式の2)を管理者に提出しなければならない。

(検査の方法)

第10条 検査員の行う検査の方法及び基準は、別に定める。

2 検査員は、別に定める採点基準により完成検査及び出来高部分検査の評定を行わなければならない。

3 請負者又は受注者は、前2項に規定する検査の方法及び採点基準について、異議を申し立てることができない。

(改善等の命令)

第11条 検査員は、検査の結果、不合格の部分がある場合には、当該工事の請負者又は受注者に対し、その不合格の部分について、期間を定めて工事の改造、補修(以下「改善等」という。)を手直し命令書(第3号様式)又は委託業務補正命令書(第3号様式の2)により命令し、又は指示しなければならない。この場合において、特殊なものについては、当該改造についてあらかじめ課長と協議をしなければならない。

(再検査)

第12条 請負者又は受注者は、前条に規定する命令を受けた場合は、その命令する期間内に手直し工事又は補正工事を完成しなければならない。

2 請負者又は受注者は、前項の手直し工事又は補正工事が完成したときは、手直し工事完成報告書(第4号様式)又は委託業務補正完了報告書(第4号様式の2)を管理者に提出し、あらためて検査を受けなければならない。

(検査の復命)

第13条 検査員は、工事(測量、調査及び設計を除く。)の検査を完了した場合は、復命書(第5号様式)に検査写真帳(第6号様式)を添えて、速やかに、復命しなければならない。この場合において、完成検査及び出来高部分検査に係るものにあつては、土木工事成績調書(第7号様式)又は営繕工事成績調書(第7号様式の2)を添えなければならない。

2 検査員は、測量、調査又は設計(以下「測量等」という。)に係る検査を完了した場合は、復命書に設計業務成績調書(第7号様式の3)を添えて、速やかに、復命しなければならない。

### 第3章 完成検査

#### (出来形検査)

第14条 完成検査は、契約書、仕様書、設計書及び図面（以下「契約書等」という。）に基づき工事の出来形の適否、工事の進捗状況等を現地において検査しなければならない。この場合において、直営工事にあつては、関係帳簿等の検査も合わせて行うものとする。

2 検査員は、前項の検査をする場合は、特に規格、品質、数量等を測定検査し、その出来形が契約書等に適合しているか否かを確認しなければならない。

3 検査員は、測量等にかかる検査をする場合は、前2項の規定にかかわらず、別に定める検査要領に基づき検査しなければならない。

#### (書類判定)

第15条 検査員は、地中又は水中等外部に現れない工事で、その適否の判定が困難な場合は、監督員から工事施工の状況を聞くとともに記録、写真、資料その他の関係書類に基づいて判定するものとする。

#### (破壊検査)

第16条 検査員は、必要があると認めた場合は、破壊検査又は特殊検査を行い、出来形の適否を検査するものとする。この場合において、破壊検査のため破壊は、必要最小限に留めなければならない。

#### (貸与及び支給材料の状況把握)

第17条 検査員は、検査にかかる工事について、貸与品又は支給材料がある場合は、関係書類に基づきその保管、使用、返納等の状況等を把握し、その適否を判定しなければならない。

### 第4章 出来高部分検査

#### (出来高部分検査)

第18条 出来高部分検査は、工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、その出来高を確認するために行うもので、完成検査の重複執行を妨げない。

#### (出来高部分検査の方法)

第19条 出来高部分検査の方法については、前章の規定を準用する。

### 第5章 中間検査

#### (中間検査)

第20条 検査員は、第9条第3項の規定による中間検査要求書の提出があつた場合は、工事の施行途中において、その出来高部分について検査をしなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、検査員は、必要があると認める場合は、工事の施行途中において、中間検査をすることができる。

3 前2項に規定する中間検査の方法については、第3章の規定を準用する。

### 第6章 雑則

#### (検査のための調査等)

第21条 検査員は、工事現場に立ち入り、請負者又は受注者及びその使用人又は監督員等に対し、口頭若しくは書面により説明を求め、質問し、又は必要な書類を提示し、若しくは提出させることができる。

#### (文書の経由)

第22条 工事の検査に係る通知又は提出書類は、すべて課長を経由しなければならない。

#### (補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

工 事 完 成 報 告 書

年 月 日

管理者 様

住所又は所在地  
請負者 氏名又は商号及び  
代 表 者 氏 名

印

次の工事を完成しましたから、報告します。

- 1 工事番号及び工事名 年度 第 号
- 2 工 事 場 所 町・丁目 地内
- 3 請 負 代 金 円  
〔 うち消費税額及び  
地方消費税額 円〕
- 4 工 期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
- 5 完 成 年 月 日 年 月 日

\*受理 年 月 日

監督員指名

印

業 務 委 託 完 成 報 告 書

年 月 日

管理者 様

住所又は所在地  
請負者 氏名又は商号及び  
代 表 者 氏 名

印

次の委託業務を完成しましたから、報告します。

- 1 委託業務番号 年度 第 号  
及び委託業務名
- 2 業務委託施行場所 町・丁目 地内
- 3 業務委託料 円  
〔 うち消費税額及び  
地方消費税額 円 〕
- 4 履 行 機 関 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
- 5 完 成 年 月 日 年 月 日

\*受理 年 月 日

監督員指名

印

出来高部分検査要求書

年 月 日

管理者 様

住所又は所在地  
請負者 氏名又は商号及び  
代表者氏名

印

次の工事について、第 回の出来高部分検査を要求します。

- |   |           |                      |   |   |    |
|---|-----------|----------------------|---|---|----|
| 1 | 工事番号及び工事名 | 年度                   | 第 | 号 |    |
| 2 | 工事場所      | 町・丁目                 |   |   | 地内 |
| 3 | 契約工期      | 着手                   | 年 | 月 | 日  |
|   |           | 完成                   | 年 | 月 | 日  |
| 4 | 請負代金      |                      |   |   | 円  |
|   |           | 〔 うち消費税額及び<br>地方消費税額 |   |   | 円〕 |
|   |           | 〔                    |   |   |    |

\*受理 年 月 日 監督員指名 印

中間検査要求書

年 月 日

管理者 様

住所又は所在地  
請負者 氏名又は商号及び  
代表者氏名

印

次の工事について、中間検査を要求します。

- |   |           |                      |   |   |    |
|---|-----------|----------------------|---|---|----|
| 1 | 工事番号及び工事名 | 年度                   | 第 | 号 |    |
| 2 | 工事場所      | 町・丁目                 |   |   | 地内 |
| 3 | 契約工期      | 着手                   | 年 | 月 | 日  |
|   |           | 完成                   | 年 | 月 | 日  |
| 4 | 契約代金額     |                      |   |   | 円  |
|   |           | 〔 うち消費税額及び<br>地方消費税額 |   |   | 円〕 |

\*受理 年 月 日

監督員指名

印

手 直 し 命 令 書

年 月 日

様

検査職員

印

伊勢広域環境組合建設工事検査規則第11条の規定により、次のとおり手直しを命じます。

工事番号及び 工 事 名	年度 第 号	工 事 場 所	
着 手 完 成 年月日	年 月 日 年 月 日	契 約 金 額	円
検 査 立 会 人		検 査 年 月 日	年 月 日
手 直 し 事 項			
指 示 事 項			
手 直 し 期 間	年 月 日 年 月 日	手 直 し 完 了 後 の 検 査	再 検 査

上記手直し事項をお請けします。

年 月 日

住所又は所在地  
請負者 氏名又は商号及び  
代 表 者 氏 名

印

検査員

様

委 託 業 務 補 正 命 令 書

年 月 日

様

検査職員

印

伊勢広域環境組合建設工事検査規則第11条の規定により、次のとおり補正を命じます。

委託業務番号 及び委託業務名	年度 第 号	委託業務 施行場所	
着手 年月日 完成	年 月 日 年 月 日	契約金額	円
検査立会人		検査年月日	年 月 日
補正事項			
指示事項			
補正期限	年 月 日		

上記補正事項をお請けします。

年 月 日

住所又は所在地  
請負者 氏名又は商号及び  
代表者氏名

印

検査員

様

手直し工事完了報告書

年 月 日

管理者 様

住所又は所在地  
請負者 氏名又は商号及び  
代表者氏名

印

次のとおり手直し工事が完了したから報告します。

工事番号及び 工事名	年度 第 号	工事場所	
手直し命令 (指示者)氏名		手直し期限	年 月 日
指示年月日	年 月 日	手直し工事 完了年月日	年 月 日
手直し指示事項			
措置事項			

(規格 A4)

委託業務補正完了報告書

年 月 日

管理者 様

住所又は所在地  
請負者 氏名又は商号及び  
代表者氏名 印

年 月 日補正命令を受けた次の業務委託については、補正が完了したから報告します。

委託業務番号 及び委託業務名	年度 第 号	委託業務 施行場所	
		補正期限	年 月 日
指示年月日	年 月 日	補正完了年月日	年 月 日
補正事項			
措置事項			

\*受理 年 月 日 監督員指名 印

(規格 A4)

第5様式 (第13条関係)

復 命 書

年 月 日

管理者 様

検査職員 印

年 月 日実施した 検査の結果、次のとおりでした。

工事番号及び工事名		年度 第 号
工 事 場 所		町・丁目 地内
契 約 金 額		円 (うち消費税額及び 地方消費税額 円)
*手直し補正額		円
請 負 者 受 注 者		
監 督 員		職氏名
立 会 人	発 注 機 関	
	請負者又は受注者	
工 期	着 手	年 月 日
	完 成 予 定	年 月 日
	完 成	年 月 日
*手直し補正命令 年 月 日		年 月 日
*手直し補正完了 年 月 日		年 月 日
*手直し補正措置 事項確認書		年 月 日
検 査 結 果		合 格 不 合 格

(注) 手直し補正検査以外の検査の場合には、\*印欄には記入しないこと。

(規格 A4)

第 6 号様式 (第 13 条関係)

完成、中間、出来高 (第 回)

検 査 写 真 帳

工事番号

---

工事名

---

土 木 工 事 成 績 調 書

( )

工事番号	工事名					受注者の住所 又は所在地氏 名	
工事場所						又は商号及び	
工 事 成 績 評 定 表						所 見 の 欄	押印の欄
考課科目	細 別	監 督 員	担 当 課 長	小 計	検 査 員	出 来 高 部 分 検 査	検査員
施工体制	施 工 体 制 一 覧						
	施 工 状 況 一 覧						
	工 程 管 理						
	安 全 対 策						
	対 外 関 係						
出 来 形 及 び 品 質	出 来 高 管 理 書 類 関 係						担当課長（担当係長）
	品 質 管 理 の 書 類 関 係						
	社 内 検 査 の 証 明						
法 律 管 理	建 設 業 法 等						監督員
	環 境 対 策 等						
	再 資 源 の 利 用 促 進						
出 来 栄 え	出 来 栄 え						③+④×0.3+⑤×0.2=⑥ ×0.3 ×0.2=
工 事 施 工 環 境 ・ 施 行 条 件 の 増 減							
評 定 点 数		①65 点	②65 点	③ 点	④60 点	⑤60 点	⑥評 定 点 合 計 点

- (注)
- 1 ③は、①×0.3と②×0.2の合計とする。
  - 2 出来高検査がなかった場合は、③+④×0.5=⑥評定点合計とする。
  - 3 出来高部分検査が2回以上あった場合は、第1回出来高検査を評定する。
  - 4 出来高部分検査は、検査員が評定する。
  - 5 ①から⑥までの点数は、小数点以下を四捨五入し、整数とする。

営 繕 工 事 成 績 調 書

( )

工事番号	工事名					受注者の住所 又は所在地氏 名 又は商号及び	
工事場所							
工 事 成 績 評 定 表						所 見 の 欄	押印の欄
考課科目	細 別	監 督 員	担 当 課 長	小 計	検 査 員	出 来 高 部 分 検 査	検査員
施工体制	施 工 体 制 一 覧						
	施 工 状 況 一 覧						
	工 程 管 理						
	安 全 対 策						
	対 外 関 係						
出来形 及び品質	出来高管理書類関係						担当課長 (担当係長)
	品質管理の書類関係						
	社内検査の証明						
法律管理	建 設 業 法 等						監督員
	環 境 対 策 等						
	再資源の利用促進						
出来栄え	出 来 栄 え						③ + ④ × 0.3 + ⑤ × 0.2 = ⑥ × 0.3      × 0.2 = ⑥ 評定点合計      点
工事施工環境・施行条件の増減							
評定点数	①65 点	②65 点	③ 点	④60 点	⑤60 点		

- (注)
- ③は、①×0.3と②×0.2の合計とする。
  - 出来高検査がなかった場合は、③+④×0.5=⑥評定点合計とする。
  - 出来高部分検査が2回以上あった場合は、第1回出来高検査を評定する。
  - 出来高部分検査は、検査員が評定する。
  - ①から⑥までの点数は、小数点以下を四捨五入し、整数とする。

設 計 業 務 等 成 績 調 書

工事番号	年度 第 号	受託業務名			受 託 者	
委託業務 施行場所						
設 計 業 務 等 成 績 評 定 書						
考 課 項 目					検 査 員 印	
業 務 の 実 施 計 画 段 階						
業 務 の 遂 行 段 階						
業 務 の 成 果 品					監 督 員	
受託者に起因する事故減点					③×α+④×β=⑤	
評 定 点 計	①	②	③=①+②	④	⑤評価点合計	
	60± 点	点	点	60± 点		

- (注)
- 1 設計業務は、α=0.4、β=0.6とする。
  - 2 軽量業務、地質調査及び単純調査等業務は、α=0.5、β=0.5とする。
  - 3 計画検討及び解析等調査業務は、α=0.6、β=0.4とする。
  - 4 ①から⑤の点数は、小数点以下を四捨五入の、整数とする。